



## 慶應義塾大学ビジネス・スクール

# 規制緩和と有効競争に関するノート<sup>(※)</sup>

## 〔 I 〕

5

### 産業組織と有効競争

自由主義経済社会にあっては、企業が市場競争にどう対応しているかが、その企業の経営上最も重要な視点である。企業は一般に競争上優位に立つことをねらいとして、各種の戦略を組んでいる。本来、自由競争は企業がそれぞれの特徴を生かしながら顧客のニーズに対応すべく製品の製造、販売を行うことを指している。この自由競争制度が社会的に意味をもつためには、この制度がたんに企業自身にとってどのような意味をもつただけでなく、経済的制度として他の制度とどのような異なった特徴を有しているか、さらにその特徴が他の制度に比してどのような点で優れているかを理解することが必要である。

10

15

自由競争はややもすると勝者・敗者を決める冷酷な論理、あるいは勝者の論理がまかり通りがちであるが、それが社会的に是とされるか否かは、それほど簡単ではない。ここでは自由競争のもつ社会的意味を正しく認識することが企業の競争環境を理解するために必要である。

自由競争は元来人間の本質的な性格の1つであるとみることができる。これは個人のもつ欲求を満たすための手段である。利己心をもつ人間はその欲求を自由に満たすことが必要であり、それは経済的には自由競争として理解されている。しかし、利己心が人間の自然な感情であるとしても、それを満たす手段として個人の自由な競争が最良の手段であると考えためには、社会的にさまざまな条件が必要になることに注意しなければならない。

20

25

かつてイギリスの経済学者アダム・スミスはその著書『国富論』のなかで、人間の利己心とその自由な行動によって満たす自由競争は社会的にも最善の満足状態をもたらすと主張した。以来、自由主義社会が経済活動を支える制度として、多くの国々で採用されてきた。自由主義社会を支える条件のなかで重要なものとして、個人個人が同じような経済的狀態にあ

30

---

(※) この資料は慶應義塾大学大学院経営管理研究科の藤枝省人教授が、教育に使用するために作成したものである。

(平成6年5月作成)

り、また供給側の企業規模も同じ程度のものであるというような、自由競争に参加する者が同じ経済的能力をもつことがあげられる。

18世紀のイギリスはほぼこの条件を満たしていたと考えられるが、自由主義社会が発展するに伴って、この基本的条件が満たされなくなってきたことも事実であろう。

自由主義諸国の経済的発展過程をみると、初期の段階は別として、基本的条件が異なっていたのみならず、自由競争の形態もさまざまなものがあつた。その結果、現代の自由主義諸国における企業の競争形態は、理想とされた初期資本主義時代とは異質のものとなっていることに注意しなければならない。

そこで、現代の自由資本主義諸国における自由競争の性格とは、一体どのように理解すべきであろうか。現代社会においては企業はさまざまな形態を有しているが、一般的には企業規模が大きくなっている。これは企業が市場競争のなかで効率化を求めて経営を行ってきた結果であり、組織の拡大と企業経営が密接な関係をもっていることがわかる。こうして特定の産業のなかでの企業規模をみると、大規模企業を中心とした寡占市場という現代的特色が存在する。この寡占企業による市場競争は初期資本主義時代とは異なった多くの特色をもっている。現代社会における自由競争はこの寡占企業を中心とした市場競争として理解されねばならない。

現代的意味での市場競争は少数の寡占企業間の競争という性質をもっている。そこでこの種の自由競争が社会経済的に是認させるための諸条件を検討してみよう。

産業組織論を中心とした自由競争の概念は、有効競争として把握されている。これは現代的な企業の自由競争が社会経済的に望ましい条件を内包した時の概念として規定される。その条件とは、以下に示すようなものである。

#### ①市場構造が望ましい条件を満たす場合

これは市場で企業がどのような競争構造を前提として競争しているかをみる基準である。

その主な内容は、市場での生産・販売の集中度、参入障壁の大小、製品差別化の程度があげられる。

寡占企業は生産規模が大きいために、市場での生産・販売の占有率が高くなる傾向をもっている。そこで上位企業がどの程度の市場占有率を有するかを示す集中度という基準が、競争力を計る尺度として用いられる。

参入障壁の大小は、すでに存在している企業に対し、新規企業が市場参入しようとした場合、その進出の難易度を示す基準である。

自由競争市場では、いかなる企業も新規製品を開発し、それらの市場へ参入する権利をもっているが、しかし既存企業がこれらの新規参入企業に対抗してさまざまな措置を講ずるこ

とができれば、事実上新規企業の参入は困難になる。つまり新しい参入企業に対して既存企業の市場での優位性が大きい小さいかが、自由競争の実態を決定することになる。

製品差別化は、寡占企業間の競争では相互に企業力が拮抗している場合が多く、同一産業の製品でも少しでも他社製品と比べて異なった特徴を出そうと努力する企業の態度を指している。この製品差別化は、企業の供給する製品が物理的に同種のものであっても、製品の価格、品質、デザイン、企業の販売促進活動などの差異によって、顧客が特定の製品を他のそれと異なるものと認知することである。

この製品差別化の認知度が高まれば、それだけ特定製品は競争上優位にたてることになる。

以上の内容は市場の競争を構造面からみた基準である。これは市場競争を最も厳格に捉えようとする立場を示したものである。

## ②市場行動が望ましい条件を満たす場合

市場競争は一般に売手と買手の主体的な意志に基づく競争であると理解されなければならない。なかでも売手側の競争は、企業の自由な意思がどのように競争に反映されるかが重要な意味をもっているといえるであろう。

このような立場から市場の性格を考察するのが、市場行動を市場競争の特徴として重視する立場である。その内容は次のようなものである。市場行動の主な要素は、価格・生産量を決定する政策、製品の品質、デザインなどに関する製品政策や、広告、宣伝などの販売促進費を決定する政策、競争者に対し強圧的な態度をとる政策である。

まず価格、生産量を企業が決定する場合、そこではどのような企業行動が考えられるであろうか。寡占市場にあっては、支配的な力をもつ企業数はあまり多くない。そこで製品の価格づけ、生産量の決定について、他社と何らかの情報交換を行い、ある程度企業同志の話し合いで事実上決めてしまうというような行動も起きる可能性が生ずる。これは市場競争のなかで決まる価格、生産量とは異なったものになる。

製品の品質、デザインなどの製品政策や販売促進活動は、非価格競争といわれている。

この非価格競争は製品差別化行動としての性格が強く、そのための支出は決して少なくない。寡占市場にあっては、企業はしばしば価格競争よりも非価格競争に重点をおいている。それは価格競争がコスト割れを含む破壊的競争を導く可能性が強いために、寡占企業は製品の最低限の収益を確保しながら、製品の非価格面において激しい競争を展開している場合が多いといえることができる。

強圧的行動は、ある企業が他の企業に対して強圧的な競争態度にでる場合である。その主

なものとして、掠奪的価格引下げ、排他的取引があげられる。これらの企業行動は、公正な競争を阻害するものといえよう。

### ③市場成果が望ましい条件を満たす場合

市場成果とは、企業が市場での競争の結果として、どのような成果をあげたかについて、社会的な評価を示したものである。その主な内容は、製品や生産技術や経営組織を改善する絶えざる圧力が働いていること、コストの引下げに応じて価格引下げの圧力が働いていること、販売促進費の総費用に占める比率が不当に高くないこと、設備の過剰能力が存在せず、企業が最適規模にあること、などがあげられる。これらの諸要素は、市場競争をもたらすプラスの効果を示したものであり、何らかの形で明らかにされるという特徴をもっている。すなわち、市場競争は製品の品質向上、生産方法、生産から販売までの経営の各段階における効率性を必要とするであろう。また、市場での価格競争はコストの削減によって成果をあげることができる。なかでも製品の販売促進費が必要以上に大きいと、それだけ製品価格も高くなるであろう。販売促進費の総費用に占める割合が適正であるか否かは、競争の効率性にとって重要な要素とみなされる。さらに、企業設備に無駄がなく、生産量と設備規模の関係が適正に保たれることは、最も効率的な生産が行われていることを示している。

以上述べた競争市場の3つの基準は、必ずしも斉合的な内容をもつものではない。つまり、市場構造基準は市場競争の前提条件として最も厳しい内容を示したものである。それに対して、市場成果基準はむしろ市場競争の結果に着目したものであり、競争の前提条件や過程にあまり重きを置いていない。そして市場行動基準は企業経営者の主体的意志を重視したものであり、市場競争のより実質的な立場にたつものといえよう。

本来市場競争は企業経営者の競争意識と行動に主眼をおいて規定されるものであり、それが市場の成果にどう反映されるかが最も重要なことと考えられる。その意味で、市場行動基準はより一層重視されるべきものと考えられる。

さまざまな市場競争のなかで最も望ましい形態として、有効競争という概念がある。これは現実の企業の自由競争を前提として、そこからより望ましい競争形態を考える立場を表したものである。それはすでに述べた3つの市場競争基準のいずれかに依拠して市場競争の効率性あるいは有効性を判断しようとする考え方である。しかしこの有効競争も3つの市場競争基準が必ずしも斉合的でないことから、その内容に差異が存在することに注意しなければならない。

## 産業組織論の系譜

現実の寡占市場の競争形態が産業組織分析のフレーム・ワークによってどのように理論的、実証的に分析されてきたかを、産業組織論の歴史的系譜をたどりながら概観する。産業組織をめぐり分析は、歴史的には次のような系譜をたどってきた。すなわち、伝統的産業組織論、あるいは正統派の産業組織論は、1930年代に米国ハーバード大学のE.S.メイソン教授によって最初に分析フレーム・ワークが提示されて以来、多くのハーバード大学の研究者が中心となって推進されてきた理論である。したがって、この正統派の産業組織論は、一般にハーバード学派と呼ばれている。

この立場は、政府の介入や規制を肯定的に認めようとする。1970年代になるとハーバード学派の方法や考え方を批判するシカゴ学派やオーストリア学派が登場してきた。

### (A) ハーバード学派

ハーバード学派は市場基準のなかでも、とくに市場構造を重視すること、さらに実証研究を重視する点で、他の学派とは著しい相違を示している。先に示した①の立場に立つものである。すなわち、寡占的市場構造の状態が寡占的市場成果をもたらすことについて、一貫した因果関係が存在することを、理論的、実証的に主張する。つまり、市場構造(S)→市場行動(C)→市場成果(P)という因果関係を重視する。このSCP基準にあっては、市場構造要因の一つである生産(売上)集中度と、市場成果基準の一つである利潤率との関係、〔集中度→利潤率〕が中心的役割を演じている。ハーバード学派の基本的主張は、寡占的、独占的市場構造という性格を有する産業では、少数の企業間の共謀や協調的行動、あるいは高い参入障壁の存在によって競争制限的行動が行われ、そのために市場の競争力が弱められ、結果として超過利潤が発生し、自由かつ公正な競争が阻害されることになる、という考え方である。これが〔集中度→利潤率〕仮説である。この仮説に基づくと、市場支配力(集中度)をもつ企業が増えると、経済社会は独占の弊害を被り易くなり、有効競争が阻害されることになる。このため、有効競争を回復、維持するためには、市場構造に直接影響を及ぼす公共政策(介入、規制)が重要な施策となる。

### (B) シカゴ学派

シカゴ大学のW.J.ボーモルを中心とした新しい競争理論が1970年代以後、有力な理論として登場してきた。これはシカゴ学派、あるいはコンテストタビリティ理論と呼ばれている。この理論はハーバード学派の市場構造そのものに重点をおく考え方に対して、潜在的競争圧

力の有無を重視した競争理論を展開する。

この理論の実践的意義は、現実的な規制緩和と政策の理論的な基礎を与えている点にある。すなわち、1970年代以後の米国経済は、政府規制の非効率性に対する批判や、市場参入を規制する政策への不満が増えていく一方、エレクトロニクス、コンピューターを中心とする高度な技術革新が進展していった。これらの情報産業の技術進歩は企業経営にもさまざまな革新をもたらしてきた。このことはとくに航空、通信、金融、トラック輸送などの産業で、政府規制の根拠がゆらぐ原因となっている。ここに規制緩和への実践的意義があると言ってよいであろう。

シカゴ学派の理論的中核は、コンテストバビリティ理論である。この理論は効率的な産業組織のあり方について独自の理論を展開するとともに、現実の規制緩和と政策の理論的背景となっている。

#### ①コンテストバビリティ理論

この理論では理想的競争状態として完全コンテストバブル市場が想定される。完全コンテストバブル市場とは、特定市場内の企業がその市場から撤退する際、何らの撤退費用（埋没費用）も伴わない市場と定義される。すなわち、市場への参入・撤退が完全に自由な市場である。ここでは、完全コンテストバブル市場か否かは、埋没費用の有無だけによって決まることになり、その産業に存在する企業数の大小には依存しないことになる。

埋没費用という概念は、つぎのように考えられている。すなわち、すでに企業が投下した資本のなかで、市場から撤退する際回収できない部分が埋没費用と定義される。具体的には、④撤退企業が所有している生産設備や工場などを他の企業に転売ないしは転貸したりしても、取得原価を回収出来ない資本投下部分、⑤有形資本設備の廃棄処分などで回収困難となる未償却資本部分、⑥研究開発、広告などへの支出、教育訓練費用などの無形資産のうち他用途への転用が困難な部分などが考えられる。

この埋没費用は、投下資本の固定費用とは異なる概念であることに注意しなければならない。

このような投下資本の典型的な例として、運輸産業における航空機、トラックなどの有形資産、金融業のノウハウや研究開発における技術的知識などの無形資産が挙げられる。

この埋没費用の有無は、企業の市場への参入戦略にも大きな影響を及ぼす。つまり埋没費用が大きければ、市場参入後の撤退が困難になるから、市場参入そのものが慎重にならざるを得なくなるからである。

完全コンテストバブル市場では、埋没費用がゼロであるから、潜在的参入企業は利益を求めて即時的に参入し、既存企業が対抗策を講ずる前に容易に何らの摩擦を伴うことなく市場か

ら撤退できる。かくして完全コンテストブル市場では、潜在的参入企業の電撃的参入・撤退圧力が常に存在するために、既存企業は独占的超過利潤を得ることは出来ない。すなわち、既存企業は最も効率的な生産を行ない、価格も競争的水準に絶えず維持しなければ、潜在的企業が顕在化し、電撃的な参入を通じて利潤や需要を奪われてしまうことになる。かくして、既存企業は絶えず効率的な生産・販売態勢を維持し続けなければならないことになる。

5

## ②範囲の経済性

シカゴ学派は効率的な産業組織の基本的前提として、企業の費用関数に注目する。生産・販売量と総費用の関係を示す費用関数は、いろいろな形で表すことができる。なかでも総費用を生産・販売量で割った平均費用は、一般に数量の増加とともに低下していく（規模の経済性）。

10

ここで同一の資本設備から複数の生産物が産出される場合を考える。この複数生産物の生産の経済性、すなわち、それぞれの生産物を個別に生産するよりも、すべての生産物を一括して生産する費用が、分割生産した場合の費用合計よりも小さいことを、とくに「範囲の経済性」と呼ぶ。この「範囲の経済性」をもたらす基本的要素は、複数生産物間で資本が共有されている部分が存在することである。具体的には、これらの生産物間で分割不可能な工場建物や機械設備、多目的利用が可能な人的、物的要素がその共有部分を構成する。

15

現代の産業活動においては、技術革新の進展に伴って同一の資本設備から多種類の生産物が産出される多面的な生産構造が創り出されてきた。その意味で「範囲の経済性」は産業間競争が増加している現代寡占企業の新たな戦略的要素とみることが出来よう。

## ③競争の有効性（潜在的競争圧力）

20

企業活動における範囲の経済性が拡大すれば、それだけ埋没費用が小さくなると思えることが出来る。範囲の経済性と埋没の費用の有無という2つの要素を前提にして、コンテストビリティ理論の特徴を考えることが出来る。コンテストブル市場はこの2つの要素の組み合わせによって表すことが出来る。つまり、この2つの要素をとくに重視した競争理論がコンテストビリティ理論である。現実的には、航空輸送、トラック輸送、電気通信、金融・証券などの産業では、範囲の経済性は大きく、したがって埋没費用は小さくなると予想されている。新しい技術の導入や、生産・販売、組織運営全般にわたる技術革新が進む経済社会では、汎用的技術が開発される可能性はますます高まるであろう。このことは新たに他産業からの企業が市場参入する潜在的機会が増えることを意味している。このようにして、既存企業は絶えず他産業からの潜在的競争圧力に露されているのであり、必然的に効率的な企業経営を強いられることになる。これが現代寡占企業社会の競争の有効性を保証しているのである。

25

30

### (C) 新オーストリア学派

自由市場の役割を高く評価する立場として、シカゴ学派とは異なる新オーストリア学派が存在する。この学派は19世紀のオーストリア学派の流れを受け継いだもので、ミーゼス、ハイエクなどが指導者となって推進されてきた。

この立場は、市場をめぐる情報、知識について、その不完全性に注目する。不完全な情報、知識にもとづく市場での動的な動きを「市場プロセス」として捉え、このプロセスの分析に重点をおく。その概要は以下のようなものである。

「市場プロセス」は、市場に参加する供給者、需要者ともに不十分な情報、知識を取得し伝達しながら、両者それぞれの欲求を満たすように相互調整する動的変化のプロセスである。この相互調整は各参加者の不十分かつ限られた知識や情報に基づく独自の判断に依存している。新オーストリア学派はこの「市場プロセス」における供給者側に焦点をあてていることが特徴である。

供給者、すなわち企業家は一般に利潤の最大化を行動目的とする。そのために進取の気性に富んだ企業家精神が不可欠である。したがって、市場ではこれらの企業家による活発な競争が展開されることになり、この競争プロセスを通じて新たな利潤獲得の機会が訪れる。これは企業家にとってのみならず、需要者にとっても望ましい結果をもたらすのである。市場は元来動的な不均衡の調整過程であり、それは必ずしも均衡へのプロセスを約束するものではない。情報、知識の不完全性は市場の不均衡プロセスを増幅することにもなる。しかし、それは単に市場の混乱のみを意味するものではなく、新たな利潤機会の創造をもたらす可能性も高まるのである。

市場の成果を客観的に評価する方法などは存在せず、市場プロセスを通じて市場参加者が試行錯誤をくり返しながら獲得した情報、知識にもとづいて、個人的に、合理的判断をした結果が市場の成果であり、さし当りそれは「良好な成果」と見るべきである。「良好な成果」が保証されるためには、なによりも企業家精神に富んだ市場参加者の活発な競争がなければならず、それらの企業家を抑圧するような政府介入は有害であると考えられている。

### 反トラスト政策（独占禁止政策）と各派の立場

第2次大戦後、積極的な反トラスト政策を推進してきた米国において、ハーバード学派の考え方はその理論的支柱とされてきた。なかでも1960年代に活発に展開された市場の寡占化の波に対抗すべく、1960～1970年代に市場構造重視の独占禁止政策が講じられてきた。これはまさに正統派の産業組織論に依拠したものであった。しかし1970年代はまた学会で



はハーバード学派に対抗して、シカゴ学派や新オーストリア学派が理論的、実証的に新たな分析を展開し、現代の寡占市場をめぐる新たな産業組織論の進展をみた時代でもあった。

それは、ハーバード学派の「集中度→利潤率」仮説に代表される市場を極めて厳格に規定する考え方に対して、市場をより柔軟に捉え企業家精神を体現した企業者が育つ土壌さえあれば、市場はこれらを参加者として十分に受入れ、市場プロセスのなかで需給の「良好な成果」をもたらすべく調性可能であるとするシカゴ学派、新オーストリア学派の考え方である。これらのことを反映して、米国の反トラスト政策も新たな展開を見せることになった。すなわち、レーガン大統領時代になると、政府による産業活動への介入を出来るだけ小さくし、企業や個人の自由な活動を尊重するレーガン政府の基本的方針が示された。これは理論的にはシカゴ学派の反トラスト政策に依拠している。厳しい政府規制や反トラスト政策は、経済のダイナミズムを失わせるだけであり、むしろより自由な競争を通じてのみ経済的効率が実現するというシカゴ学派の主張が全面的に採用されることになった。この新しい反トラスト政策のなかで注目される点は、企業間のカルテル行為には厳しい規制が加えられていることである。むしろレーガン政権の下では、カルテル規制は最も積極的かつ厳しく実施されてきたと言うことが出来る。

このシカゴ学派と同様に新オーストリア学派もまた政府介入に強い不信感を抱いており、反トラスト政策は市場のプロセスに悪い影響を与える有害な政策とみなしている。新オーストリア学派は1970年代以後の新しい潮流を側面から支援する形で脚光を浴びることになった。

## 市場政策と有効競争

政府の市場介入をめぐるのは、主として米国において理論的、実証的に分析、研究が推進されてきた。これらの研究は1970年代の石油ショックによる世界経済の大変動を経験するに至って、米国以外の先進工業国に少なからぬ影響を与えることになった。とくに産業の競争構造に関しては、市場の国際化、グローバル化という世界的潮流が益々進展するなかで、各国政府の市場介入政策もさまざまな課題に直面してきた。なかでも欧州では欧州連合(EU)内での各国政府規制の統一化、米国、日本では、自由市場に対する信頼性を高める、各種の政府の規制措置の削減ないしは緩和政策が進められようとしている。

東西冷戦構造が終結し、社会主義経済国家が事実上崩壊してしまった以上、自由市場制度を基本とする資本主義経済社会の役割が一層重視されてくる。それ故、市場競争の現代的意味と有効競争の理論的、実践的理解と役割を正しく認識する必要性が、益々高まってきたと言えよう。

## 〔Ⅱ〕

自由・透明・公正な市場経済を目指して(※)  
－規制緩和のための提言－

1992年7月7日  
観 経済団体連合会

### 1. はじめに－基本的考え方

政府規制は公共の福祉の確保・増進、産業の育成・振興、国際競争力の向上等、戦後のわが国の経済発展に一定の役割を果たしてきた。しかし、わが国経済の国際化、成熟化ならびに急速な技術革新の進展とともに、多様化する消費者の価値観・ニーズに柔軟に対応していくことが求められている今日、政府規制は、行政の過度の介入を招き、経済の活力を殺ぎ、柔軟性を失わせるなどマイナス面が大きくなっている。

折しも、日米構造問題協議等を通じて、諸外国から「日本の経済システムは閉鎖的かつ不透明である」との批判がなされているが、行政と企業との在り方を今こそ根本的に見直し、市場の透明性を一層高めることが喫緊の課題であり、このことは諸外国との共生という観点からも求められている。また、現在、独禁法の強化が課題となっているが、自由競争の促進という独禁法の趣旨に照らせば、規制緩和を一層進めることが、取りも直さず独禁法の強化につながる可言える。さらに、政府規制の一層の緩和により市場メカニズムの徹底を図ることは、企業活動の効率化・活性化につながるばかりか、価格の低下、商品・サービスの質の向上および多様化をもたらし、何よりも消費者利益につながるものである。

このような観点からすると、各種業法による事業規制、行政指導等による不透明な規制、独禁法の適用除外分野の存在が、競争を制限し、市場メカニズムが機能するのを妨げており、今なお、GNPの約4割を占める分野が政府規制の下に置かれている状況は看過しがたい。したがって、政府規制の撤廃、一層の緩和を行うことが必要不可欠である。さらに、行政改革のもう一つの柱である地方への権限委譲を一層推進するとともに、司法、立法、行政

---

(※) この資料は、社団法人経済団体連合会産業政策部の許可を得て転載するものである。

の三権分立の精神に立ち返って、現在の行政優位と言われる状況を作り出している諸条件を根本的に見直すべきである。

他方、ともするとこれまで企業としても政府規制の保護の下に安住している面があったが、この際、改めて自らの行動を抜本的に点検し、経団連企業行動憲章で確認した自己責任原則を徹底するとともに、行政依存を慎むことが不可欠である。

## 2. 規制緩和のための提言

このような問題意識に立って、産業問題委員会政策部会（部会長：宮内義彦オリックス社長）では、昨年6月以降、わが国主要産業の中長期展望を探るとともに、各産業をめぐる制度的要因や市場を取り巻く環境要因が、個別産業の経済パフォーマンスにどのような影響を与えているのか、また、市場メカニズムを十分に機能させていくためには、どのような課題があるのかという点を中心に検討を重ねてきた。特に、政府規制の具体的影響については部会メンバーを対象にアンケート調査も行った。

政府規制は、市場への参入・退出、価格設定、サービスの提供に関する許認可等により、市場の失敗の補完を目指す経済的規制と、基準の設定や特定行為の禁止・制裁等により、健康・衛生・安全の確保、公害防止、環境保全等の実現を目指す社会的規制に大別できる。そのうち、特に経済的規制については、①競争市場であれば、消費者が享受できると考えられる商品・サービスが十分に提供できず、価格も硬直化している、②コストアップ、利潤圧縮につながっている、あるいは非効率な企業の温存、一部企業の超過利潤につながり、不透明な商慣行や既得権益を生んでいる、③技術革新の芽が摘まれ、新しい商品・サービスの開発が阻害されている、④行政裁量の余地が拡大し、透明性の欠如につながっている等の問題点が指摘された。

以上のような政府規制、とりわけ経済的規制がもたらすマイナスの影響を是正するため、「原則自由、例外規制」の原則の下、以下の視点・指針に沿って、規制緩和を一層促進すべきである。（なお、以下で取りあげられてい

る具体例は、産業問題委員会政策部会における議論の過程で出された事例に限っている。)

また、以下の内容の中には、臨時行政改革推進審議会の「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第3次答申」ならびに「公正・透明な行政手続法制の整備に関する答申」にも盛り込まれている点があるが、その早期実現を強く期待するものである。

### 提言の概要

#### 規制緩和推進の6つの視点

- ① 消費者利益の増進
- ② 事業環境の変化への対応
- ③ 経営の自主性・効率性の向上
- ④ 社会的規制の経済的規制化の防止
- ⑤ 独禁法の適用除外の見直し
- ⑥ 通商摩擦に起因する規制の見直し

#### 行政手法改善の6つの指針

- ① 行政指導の文書化
- ② 届出の報告化
- ③ 公聴会制度の確立
- ④ 審議会等の透明化
- ⑤ 縦割り行政の見直し
- ⑥ 官主導による財団法人等の整理・設立自粛

- 規制の定期的見直し
- 民間版規制緩和  
白書の公表

(1) 規制緩和推進の6つの視点

① 消費者利益の増進の視点

価格・料金の低下ならびに商品・サービスの質の向上および多様化を阻害している規制を緩和し、消費者利益の増進を図るべきである。

〔具体例〕

(イ) ビール－輸入品に比べて価格が4倍である国内産大麦の使用が行政指導によって事実上義務づけられているため、製造コストの上昇につながっている（業界全体で年間200億円のコストアップ）。

(ロ) 小売－大型店1店舗を出店するためには、営業関係だけで、12の法律による26種の許認可等、75種類の申請書（枚数にして最低340枚必要。特に酒類が多い）が必要など、多店舗展開に時間がかかり、結果的にコストアップにつながっている。

(ハ) バス－道路運送法により免許路線の休廃止が弾力的に行えないため、非採算路線より生ずる欠損が他の路線利用者に転嫁される。また、細かなサービス内容まで認可の対象となっており、柔軟なサービスの提供を妨げている。

(ニ) 電気通信－電気通信事業法により第1種電気通信事業者によるサービスの提供条件が認可対象となっており、今後、多様なサービスを機動的、かつ柔軟に提供することを阻害する恐れがある。

(ホ) 自動車－自動車の定期点検整備については、自動車技術の進歩等に見合った内容（点検周期、点検項目数）に見直しを行い、ユーザー負担の軽減を図る必要がある。

(ヘ) 銀行・証券－銀行法、証取法により認可等の対象となっている店舗の設置・廃止の取扱いについては、自由化、弾力化が進められているが、未だに効率的な店舗展開が制約され、消費者利便を損なっている。

(ト) 銀行・証券・保険－新商品の開発・販売については、規制の対象となっている分野が広いため、機動的な商品開発が阻害され、消費者ニーズに則した商品・サービスの提供を妨げている。

① 自動車－建築基準法における車庫建築規制基準が厳しく、例えば住居系地域においては、集合住宅（団地、マンション等）の戸数分の車庫確保さえ困難となっている。また、一戸建て住宅に対しても容積率の制限がある。良好な生活環境の形成という観点を含めた再検討が必要である。

## ② 事業環境の変化への対応の視点

技術革新、産業融合、労働力不足、国際化の進展により、時代遅れとなった規制を見直し、新しい環境に対応すべきである。

〔具体例〕

(イ) 電気－コ・ジェネレーション（熱電併給）の普及拡大を図るとともに、電気事業分野における競争を促進するため、特定供給規制の在り方について検討を進めるべきである。その際、供給義務の在り方等についても併せて検討する必要がある。

(ロ) 鉄道－鉄道施設の変更、列車運行計画の設定、運賃・料金の割引など許認可等の申請が年間5,800件（89年度JR関係分）もあり、大量の人員を割く必要がある。

(ハ) 建設－公共工事においては、中小企業とジョイント・ベンチャーを組むよう行政指導が行われているが、ジョイント・ベンチャーを構成する業者間の技術力格差が開きすぎ、技術移転が困難なケースが多く、施工面でマイナスの影響がある。

## ③ 経営の自主性・効率性の向上の視点

企業経営の自主性・効率性の向上を妨げている規制を見直すべきである。

〔具体例〕

(イ) 鉄道－運賃・料金の改定は原則認可制となっており、一定の枠内での運賃改定の率・タイミングが決定できないため、経営の自主性・効率性が損なわれている。（価格上限制等、企業にインセンティブを与えるような制度の導入を検討すべきである。）

(ロ) 食品－製品の表示について、食品衛生法、JAS法、景表法、計量法等による規制があり、行政が一元化されていないため、事業の効率性が妨げられている。

(イ) 放送－通信衛星を利用する放送については、ハード・ソフト分離型の制度が認められているものの、衛星放送については、認められていないため、事業の効率性が妨げられている。（事業者がハード・ソフト一致型、分離型いずれでも選択できるようにすべきである。）

#### ④ 社会的規制の経済的規制化の防止の視点

社会的規制の名の下に実質的な経済的規制が行われており、規制の内容・手段と目的との一貫性を見直すべきである。

〔具体例〕

(イ) 家電－電気用品取締法による事業者の登録、型式の認可、技術基準適合のための手続きが煩雑であり、外国企業からも参入障壁と受け止められている。

(ロ) 陸運－保安上の理由から、道路運送車両法等により車両総重量が単車で20トンに規制されているため、輸送効率の向上が妨げられ、車両台数や運転手の増加につながっている。（車両性能の向上〔現在生産されているトラックのうち大型単車の大部分は、3軸以上で最遠軸距も約7mという荷重が分散して路面にかかるような構造となっている。〕、外航コンテナの取扱い量の増加、人手不足等を踏まえ、軸数、最遠軸距に応じて25トン程度まで緩和すべきである。）

#### ⑤ 独禁法の適用除外の見直しの視点

独禁法の適用除外分野および業法等を通じて実質的に適用除外となっている分野を抜本的に見直すべきである。

〔具体例〕

(イ) 内航海運－船腹調整（カルテル）制度によりスクラップ比率が決められているため、新船建造が困難となり、船腹不足や船舶近代化の停滞といった弊害をもたらしている。（現状のスクラップ・アンド・ビ

ルド方式による船腹調整制度への依存を中長期的に解消するための海運造船合理化審議会の答申内容の早期実現が望まれる。)

⑥ 通商摩擦に起因する規制の見直しの視点

通商摩擦を回避するための二国間措置は、資源の適正な配分を妨げ、行政の不透明な介入を招いており、G A T Tの精神からも見直しが必要である。

〔具体例〕

(イ) 自動車一輸出自主規制は、競争原理による資源の適正な配分、相手国の消費者利益、透明性を妨げている。また、実施後、現地生産の進展など環境も変化し、自主規制の必要性も薄れている。(緊急避難措置の導入が止むを得ない場合においても、二国間による調整ではなく、G A T Tセーフガード条項に基づく措置を講ずるよう相手国に申し入れるべきである。)

(2) 行政手法改善の6つの指針

① 行政指導の文書化

行政指導は根拠法規を明示した文書をもって行うべきである。

〔理由〕

行政指導の透明性、公正性を確保し、行政の恣意的な運用を排除するとともに、当該企業による不服申し立てが容易となる。また、当該省庁の担当官の人事異動に伴い、行政指導の解釈が異なるという弊害を防ぐ上でも重要である。

② 届出の報告化

許認可事項のうち、届出は報告に改めるべきである。

〔理由〕

届出の場合、当該省庁がそれを受理しない等の問題が生じている。また、届出制度を残す場合においても、当該官庁に到達した時点で効力を生ずるものとすべきである。



### ③ 公聴会制度の確立

政省令、通達等の作成にあたっては、原案段階で公表し、広く関係者から意見・要望を聴取するとともに、施行後の運用状況をチェックする制度を構築すべきである。

〔理由〕

わが国においては、通常、法律の実際の運用は政省令、通達等の形で行政当局の裁量にかなり委ねられているが、これらの作成にあたっては、広く関係者の意見が反映される仕組みになっていない。したがって、政省令、通達の作成にあたっては、米国で通常行われているように、原案段階でこれらを公表し、利害関係者から広くコメントを求めるようにすべきである。現に物流二法（貨物自動車運送事業法、貨物運送取扱事業法）のように、法律が改正されても、改正の趣旨が運用に反映されていない場合がある。

### ④ 審議会等の透明化

政府審議会等の透明性を高めるべきである。

〔理由〕

審議会、各省庁による研究会の人选、審議経過が不透明であり、それらが恣意的に運用されている場合がある。

### ⑤ 縦割り行政の見直し

縦割り行政を見直し、省庁間の緊密な意思疎通を図るべきである。

〔理由〕

一つの案件に関して、複数の省庁から規制、行政指導を受け、その結果、相矛盾する、あるいは重複する対応を求められることがある。

### ⑥ 官主導による財団法人等の整理・設立自粛

官主導による財団法人等を整理し、新規の設立を自粛すべきである。

〔理由〕

既に所期の役割を終えたにもかかわらず存続している財団等、あるいは縦割り行政の弊害からいくつもの省庁が競って設立した小規模で類似

の不必要な財団等が存在する。また、行政と癒着し、行政指導の媒体となっているような財団等がある。こうした財団等の存在は行政の不透明性を助長している。

### (3) 規制の定期的見直し－民間版規制緩和白書の公表

監督官庁と当該業界の間だけではなく、広く第三者の意見・要望に基づいて政府規制を定期的に見直すべきである。規制の撤廃・緩和を図るため、経団連において、政府規制をレビューした結果や民間の規制緩和要望の処理状況等をまとめた規制緩和白書の公表を行うこととする。

### 3. おわりに－自由・透明・公正な市場経済に向けて

政府は、上記提言に沿って、規制の撤廃・緩和等を進め、自由・透明・公正な市場の実現に努力するとともに、独禁法等の制度の国際的なハーモナイゼーションを通じ諸外国との共通の競争制度の確立、条件の整備に力を注ぐべきである。一方、企業においては、そうした市場の枠組みの中において、自由かつ公正な競争を行うべきである。既に、経団連では、企業行動憲章において、自由市場経済の基本ルールである独禁法の趣旨を徹底するため、独禁法遵守プログラムの作成を呼びかけている。商慣行についても、商慣行等の見直しに関する専門部会において、公正性、透明性、国際性の観点から各業界における商慣行の見直しを行っているところである。また、企業は環境問題への対応など社会的公正の実現に一層努力する必要がある。さらに、消費者が自己責任に基づき自由に主体的な選択ができるよう、商品・サービスの価格・質に関する正確な情報提供がなされるべきである。

以上

〔Ⅲ〕

規制緩和について<sup>(※)</sup>

(中間報告)

平成5年11月8日

経済改革研究会

---

(※) この資料は、日本国政府細川前総理大臣の私的諮問機関である経済改革研究会（平岩研究会）が作成した中間報告書である。なおこの資料は、日本国政府・総理府の許可を得て転載するものである。

経済改革研究会は、経済構造の改革をいかに進めるかの検討を続けているが、改革の中で占める規制緩和の重要性に鑑み、その基本的考え方をまとめ、ここに中間報告として内閣総理大臣に報告する。

—構成—

- I. なぜ規制緩和が必要なのか
- II. 規制緩和をどう考えるか
  1. 経済的規制は「原則自由」に
  2. 社会的規制は「自己責任」を原則に最小限に
  3. 金融、証券、保険に係る規制について
  4. 土地、住宅に係る規制について
- III. 規制緩和の効果を高めるために
- IV. これからの進め方

(付) 別表

## I. なぜ規制緩和が必要なのか

1. 公的規制は、これまで産業の発展と国民生活の安定にそれなりの寄与をしてきた。しかし、いまでは、かえって経済社会の硬直性を強め、今後の経済社会構造の変革を妨げている面が強まっている。

したがって、これら公的規制は従来の経緯にとらわれず、廃止を含め抜本的に見直されるべきである（以下、緩和という場合、廃止を含めた見直しをいう）。

2. 規制緩和によって、企業には新しいビジネスチャンスが与えられ、雇用も拡大し、消費者には多様な商品・サービスの選択の幅を広げる。内外価格差の縮小にも役立つ。同時に、それは内外を通じた自由競争を促進し、我が国経済社会の透明性を高め、国際的に調和のとれたものとするであろう。

これまでも規制緩和が言われてきたが、民間の行政への依存体質が残るなか、既得権益にとらわれたり、確たる緩和の必要性が十分に理解されないために、十分実行に移されてこなかった。抜本的な見直しは、短期的には経済社会の一部に苦痛を与えるが、中長期的には自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会の建設のために不可避なものである。強力に実行すべきである。

3. 公的規制の抜本的見直しに当たっては、各分野を均しく検討し、“聖域”があってもならず、福祉、教育、労働、金融といった分野でも上述の考え方をもって当たるべきである。

## II. 規制緩和をどう考えるか

### 1. 経済的規制は「原則自由」に

経済的規制については、「原則自由・例外規制」を基本とする。（別表参照）

需給調整の観点から行われている参入規制、設備規制、輸入規制及び価格規制については、後に述べる手順によりできるだけ早い時期に廃止することを基本とする。なお、構造改善を要する場合には、これを急ぐこととする。

例外制限のものについては、公正、簡素、透明性の原則の下に次のように考える。

(1) 電力・ガスについては、事業者の創意工夫を活かし、競争原理の導入と消費者利益のために分散型電源の活用など規制の弾力化を図る。

(2) 石油に係る規制は必要最小限のものとし、可能な場合は「平常時自由・緊急時制限」方式を導入する。

(3) 公共料金、価格支持制度などの価格規制は必要最小限の商品・サービスに限定す

る。また、規制の方法として幅価格制、上限価格制を導入する。

- (4) 国際運賃等国際共通ルールに基づいて行われる規制については、国際共通ルール以上の規制（上乗せ規制、横出し規制）は行わない。

## 2. 社会的規制は「自己責任」を原則に最小限に

安全・健康の確保、環境の保全、災害の防除などの社会的見地から行われる規制は、不断に見直しを進め、本来の政策目的に沿った必要最小限な規制内容とし、その透明な運用を行う。（別表参照）

- (1) 参入・設備等に関する規制については、既得権益の保護や参入抑制にならないよう、事業者の資格・設備要件を規制する最小限の規制とする。
- (2) 消費者保護のために行われる規制は、自己責任原則を重視し、技術の進歩、消費者知識の普及などを踏まえ、必要最小限の範囲、内容にとどめる。
- (3) 安全・環境保全の見地から行われる規制も、(2)と同様最小限にとどめる。
- (4) 国際的商品に関して存続される規制については、特に証明されたもの以外については、規格・基準の国際的整合化を図る。
- (5) 基準認証は、製造物責任の制度化と併せて可能な限り自己認証制度に移行する。
- (6) 検査については、技術の進歩に応じ、常に頻度等を見直し、また他法令検査との重複排除、基準統一など受検者の負担を軽減する。

## 3. 金融、証券、保険に係る規制について

金融、証券、保険に係る規制については、自己責任原則を重視した競争原理の徹底を図るため、規制の一層の緩和を行う。新しい金融商品・サービスの提供や異なる業務への相互参入を促進し、事業者の創意工夫を活かし、それにより資金の調達・運用において利用者が多様で効率的なサービスを受けられるようにする。同時に、ディスクロージャーを徹底することも必要である。規制は信用秩序の維持の観点から必要最小限にとどめ、規制内容・手続きの明確化など透明な運用を行う。金融制度、金融市場の透明性は国際的観点からも必要である。

## 4. 土地、住宅に係る規制について

土地利用及び住宅に関する規制については、それぞれの規制目的に沿った必要最小限のものとする。特に適正な土地利用に配慮しつつ、地域の活性化、良好な都市環境の形成、優良な住宅供給のため、用途利用規制、容積率等の規制の見直し、運用の弾力化を図る。土地利用に係る諸規制の重複を極力排除する。やむを得ず複数の規制が同一プロジェクトにかかる場合は、関係機関の調整が円滑かつ迅速に行われるよう仕

組みを考える。また、許認可のための期間短縮、事務の簡素化を図る。土地取引に係る規制については、地価急騰時の教訓を踏まえ、地価の動向に十分配慮しつつ、取引の円滑化の観点を含め見直す。なお、建築基準について、技術革新の進展、国際的基準を踏まえ、新材料、新建築のニーズに速やかに対応できるよう見直す。

### III. 規制緩和の効果を高めるために

1. 独占禁止法の厳正運用を徹底する。再販売価格維持制度、個別法による適用除外カルテルは5年以内に原則廃止する。

また、内外事業者についての参入制限、事業活動制限その他競争制限的行為の排除を徹底するため、事業者団体に対するガイドラインを改定する。

2. 規制緩和を促進するため、製造物責任（PL）制度を含む総合的消費者被害防止・救済制度の確立を急ぐ。

3. 規制及び行政指導の運用の迅速性、透明性を確保するため、「行政手続法」の的確な運用を図る。規制は個々の法律を根拠として行われるものであり、政府は法律が定める以上の規制を行ってはならない。また、行政指導は違法に行ってはならない。行政指導はその内容と責任者が相手方に明確に示される必要がある。さらに、それは相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであるから、相手方が行政指導に従わなかったことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。政府は、このことを特に地方支分部局の行政窓口をはじめ政府部内に徹底させる必要がある。

4. 規制の迅速で透明な運用及び民間負担の軽減を図るため、届出・申請に係る手続の簡素化、提出資料の削減に努めるとともに、諸手続の電子情報化を進める。

5. 同一の対象に対し複数の法律や省庁が関連する規制については、内容の整合化や一元化を図り、国民の負担を軽減する。

6. 政府は、地方公共団体に対し、政府に準じ規制緩和を積極的に推進するよう要請する必要がある。

### IV. これからの進め方

1. 以上述べた基本的考え方に従い、政府は内閣総理大臣を中心とする強力な推進本部を内閣に設置し、全般的な規制見直し作業に直ちに着手すべきである。結論の得られるものについては本年中にそのとりまとめを発表する。

2. 上記本部は、本年中に結論を得られないものについては、引き続き見直し作業を進

め、その結果に基づき、平成6年度内に期間を5年とする「規制緩和推進計画」（いわゆるアクション・プログラム）を策定する。「規制緩和推進計画」においては、今後5年間で公的規制の実質的に大幅な削減を目指すこととし、5年経過後も規制が存続せざるを得ない場合は、この本部がその必要性、根拠を明確にし、次の5か年計画において廃止・縮小の方向に向けた所要の措置を講ずることとする。

3. 政府による規制緩和を実効あるものとするため、法律に基づき強力な第三者機関を設置する。この機関は上記の「規制緩和推進計画」を審議するとともに、その実施を監視し、必要に応じ内閣総理大臣及び関係行政機関の長に勧告、意見表明する。あわせて必要な調査・意見聴取等を行う。

4. OTOの機能を強化し、既存の行政監察機能とあわせ「規制緩和」の確実な実行のために活用する。

5. 政府は、規制に関する情報を国民に提供するため、規制の現状と緩和の実施状況を内容とする「規制緩和白書」（仮称）を作成する。



## 別 表

別表は本文理解のための諸資料である。経済的規制、社会的規制の区分は本研究会のワーキンググループが、とりあえず便宜的に区分したものである。

なお、別表中の各項目は例示であり、例示に掲げられていない規制を含め、全ての規制が緩和検討対象となる。

## 目 次

1 経済的規制（例）	6
(1) 需給調整の観点から行われている参入規制（例）	6
(2) 設備の新增設規制（例）	6
(3) 輸入規制（例）	7
(4) 価格規制（例）	7
(5) 金融、証券、保険関係の主な規制法	8
(6) その他の事業活動の規制（例）（金融、証券、保険を除く）	8
2 社会的規制（例）	9
(1) 分野別の主な規制法	9
(2) 基準・認証制度（別紙 1）	13
(3) 検査・検定制度（別紙 2）	16

## 公 的 規 制 （ 主 な も の ）

本資料は、公的規制のうち、許認可等による主なものを掲げたものである。

### 1 経済的規制（例）

#### (1) 需給調整の観点から行われている参入規制（例）

※法律名は略称。以下同じ。

(対象事業)	(根拠法律名)
○ 酒類の製造・販売業	酒税法
○ 製造たばこ小売業	たばこ事業法
○ 塩小売人	塩専売法
○ 通関業	通関業法
○ 公衆浴場業	公衆浴場法
○ 蚕糸業（器械玉糸製造業）	蚕糸業法
○ 地方卸売市場の開設	卸売市場法
○ 航空機製造・修理業	航空機製造事業法
○ 石油精製業	石油業法
○ 揮発油販売業	揮発油販売業法
○ 電気事業	電気事業法
○ ガス事業	ガス事業法
○ 鉄道事業	鉄道事業法
○ 一般旅客定期航路事業	海上運送法
○ 一般旅客自動車運送事業	道路運送法
○ 自動車ターミナル業	自動車ターミナル法
○ 廃油処理事業	海洋汚染及び海上災害防止法
○ 定期航空運送事業	航空法
○ 第一種電気通信事業	電気通信事業法

#### (2) 設備等の新增設規制（例）

(対象事業)	(根拠法律名)
○ 国内産糖製造業（生産振興地域内の製造設備）	甘味資源特別措置法
○ 真珠養殖業（養殖いかだ）	真珠養殖等調整暫定措置法
○ 製糸業（繰糸機）	製糸業法
○ 石油精製業（精製設備等）	石油業法
○ 航空機製造・修理業（特定設備）	航空機製造事業法
○ 大規模小売店舗 (新增設、店舗面積等)	大店法
○ 小売市場（市場内小売店面積等）	小売商業調整特別措置法

- 造船業（製造・修理設備） 造船法
- 内航海運業（船腹） 内航海運業法

### (3) 輸入規制（例）

- ① 輸入数量制限……輸入数量制限品目（生鮮魚卵等12品目）
- ② 国家貿易品目……塩、米・麦等9品目

（備考） 直接に輸入を制限するものではないが、以下のものがある。

- | （品目例）       | （規制内容）                 |
|-------------|------------------------|
| ○ 揮発油、灯油、軽油 | 輸入業者の登録（特定石油製品輸入暫定措置法） |
| ○ 製造たばこ     | たばこの輸入販売業の登録（たばこ事業法）   |

### (4) 価格規制

- ① 公共料金等（主なもの）

- | （料金等）                       | （根拠法律名）     |
|-----------------------------|-------------|
| ○ 国産・輸入たばこの小売価格             | たばこ事業法      |
| ○ 塩の小売人の販売上限価格              | 塩専売法        |
| ○ 米・麦の政府売渡価格                | 食糧管理法       |
| ○ 米・麦の政府買入価格                | 〃           |
| ○ 中央卸売市場卸売人の委託<br>販売手数料     | 卸売市場法       |
| ○ 電気料金                      | 電気事業法       |
| ○ ガス料金                      | ガス事業法       |
| ○ 自動車損害賠償責任保険料              | 損害保険料率算出団体法 |
| ○ アルコールの政府売渡価格              | アルコール専売法    |
| ○ アルコール売捌人販売価格              | 物価統制令       |
| ○ 鉄道事業の運賃料金                 | 鉄道事業法       |
| ○ 一般乗合・乗用旅客自動車<br>運送事業の運賃料金 | 道路運送法       |
| ○ 定期航空運送事業の運賃料金<br>（国内、国際）  | 航空法         |
| ○ 一般旅客定期航路事業の運賃<br>料金       | 海上運送法       |
| ○ 電報・電話料金                   | 電気通信事業法     |

- ② 価格支持制度（例）

- | （品目）          | （根拠法律名）           |
|---------------|-------------------|
| ○ 牛肉・豚肉       | 畜産物の価格安定等に関する法律   |
| ○ てんさい・さとうきび  | 砂糖の価格安定等に関する法律    |
| ○ 指定乳製品・加工原料乳 | 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 |
| ○ 生糸          | 繭糸価格安定法           |

(5) 金融・証券・保険業関係の主な規制法

- 銀行法
- 銀行等ノ事務ノ簡素化ニ関スル法律
- 外国為替銀行法
- 金融機関の合併及び転換に関する法律
- 無尽業法
- 担保附社債信託法
- 協同組合による金融事業に関する法律
- 貸金業規制法
- 外国保険事業者法
- 損害保険料率算出団体法
- 抵当証券業規制法
- 前払式証票等規制法
- 外国証券業者法
- 証券投資信託法
- 有価証券投資顧問業規制法
- 金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律
- 労働金庫法
- 長期信用銀行法
- 信託業法
- 信用金庫法
- 貸付信託法
- 信用保証協会法
- 保険業法
- 保険募集取締法
- 船主相互保険組合法
- 金融先物取引法
- 証券取引法
- 株券等保管振替法
- 社債等登録法
- 外国為替及び外国貿易管理法

(6) その他の事業活動の規制（例）〔金融・証券・保険業関係を除く〕

（参入、事業内容・事業方法などの規制で、経済的な見地がその一部に含まれているもの。）※ 上記(1)から(4)までにあげた事業と重複するものは除いている。

（対象事業）

- 家畜商、家畜市場
- 漁業
- 熱供給事業
- 石油パイプライン事業
- 貨物運送取扱業
- 倉庫業
- 軌道事業
- 有線放送電話業

（根拠法律名）

- 家畜商法、家畜取引法
- 漁業法
- 熱供給事業法
- 石油パイプライン事業法
- 貨物運送取扱事業法
- 倉庫業法
- 軌道法
- 有線放送電話法

## 2 社会的規制（例）

### (1) 分野別の主な規制法

※法律名は略称。

#### ① 保健・衛生

- 伝染病予防法
- 性病予防法
- 結核予防法
- 狂犬病予防法
- 医療法
- 薬事法
- 毒物・劇物取締法
- 農薬取締法
- 角膜・腎臓移植法
- 優生保護法
- 死体解剖保存法
- 採血・供血あっせん業法
- 墓地・埋葬法
- 食品衛生法
- 栄養改善法
- 旅館業法
- 検疫法
- 浄化槽法
- 建築物衛生環境法
- 水道法
- クリーニング業法
- 家畜伝染病予防法
- と畜場法
- 食鳥処理・検査法
- 飼料安全法

#### ② 公害・廃棄物・環境保全

- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 地下水採取規制法
- 海洋汚染・海上災害防止法
- 廃棄物処理・清掃法
- 自然環境保全法
- 自然公園法
- 湖沼水質保全法
- 温泉法
- オゾン層保護法
- 鳥獣保護・狩猟法
- 絶滅野生動植物の種の保存法
- らっこ、おっどせい猟獲規制法
- 水産資源保護法
- 化学物質審査・製造規制法

#### ③ 危険物・防災・保安

- 消防法
- 火薬類取締法
- 高压ガス取締法
- 石油コンビナート等災害防止法
- LPG保安・取引適正化法
- 原子炉等規制法
- 放射線障害防止法
- 鉱山保安法
- 砂利採取法
- 採石法
- 労働安全衛生法
- 作業環境測定法
- じん肺法

④ 国土・土地・建築物

- 道路法
- 砂防法
- 河川法
- 海岸法
- 地すべり防止法
- 急傾斜地崩壊災害防止法
- 公有水面埋立法
- 国土調査法
- 国土利用計画法
- 都市計画法
- 駐車場法
- 都市再開発法
- 土地区画整理法
- 都市公園法
- 都市緑地保全法
- 生産緑地法
- 都市美観維持樹林保全法
- 古都保存法
- 首都圏近郊緑地保全法
- 近畿圏保全区域整備法
- 農地法
- 農業振興地域整備法
- 土地改良法
- 森林法
- 牧野法
- 工場立地法
- 首都圏工業等制限法
- 近畿圏工場等制限法
- 土地収用法
- 宅地造成等規制法
- 建築基準法
- 木材防腐特別措置法

⑤ 雇用・労働

- 労働基準法
- 職業安定法
- 船員法
- 労働者派遣法
- 港湾労働法
- 最低賃金法
- 高齢者雇用安定法
- 障害者雇用促進法
- 建設労働者雇用改善法
- 職業能力開発促進法

⑥ 教育・文化

- 学校教育法
- 私立学校法
- 教科書発行臨時措置法
- 教育職員免許法
- 社会教育法
- 図書館法
- 博物館法
- 文化財保護法

⑦ 交通

- 道路交通法
- 海上交通安全法
- 道路運送車両法
- 港湾法
- 航路標識法
- 土砂運搬事故防止特別措置法
- 水先法
- 船舶安全法
- 船舶職員法
- 漁船法
- 漁港法
- 港則法
- 航空法

⑧ サービス・品質・取引の適正化

※ 上記1において掲げたものでこれにも該当するものが多いが、それ以外のものを以下に掲げた。

- 種苗法
- 主要農作物種子法
- 林業種苗法
- 農産物検査法
- 肥料取締法
- 農林物資規格法（JAS法）
- 工業標準化法
- 電気用品取締法
- 電気工事業適正化法
- 消費生活用製品安全法
- 計量法
- 特定ガス消費機器設置工事  
監督法
- 商品取引所法
- 商品投資事業規制法
- 割賦販売法
- 輸出検査法
- 輸出入取引法
- 輸出品デザイン法
- 輸出中小企業製品統一商標法
- 社会福祉事業法
- 環境衛生関係営業適正化法
- 旅行業法
- 通訳案内業法
- タクシー業務適正化臨時措置法
- 気象業務法
- 有線テレビジョン放送法
- 有線ラジオ放送業務規正法
- 宅地建物取引業法
- 積立式宅地建物販売業法
- 不動産鑑定評価法
- 測量法
- 著作権仲介業務法
- 景品表示法

⑨ 特定業務に係る資格制度

- 不動産鑑定評価法  
(不動産鑑定士)
- 司法試験法、弁護士法
- 司法書士法
- 土地家屋調査士法
- 税理士法
- 公認会計士法
- 医師法
- 診療放射線技師法
- 臨床・衛生検査技師法
- 理学・作業療法士法
- 視能訓練士法
- あん摩・マッサージ・指圧師、  
はり師、きゅう師法
- 柔道整復師法
- 歯科医師法
- 歯科衛生士法
- 歯科技工法
- 保健婦・助産婦・看護婦法
- 義肢装具士法
- 臨床工学技士法
- 社会保険労務士法
- 理容師法
- 美容師法
- 薬剤師法
- 救急救命士法
- 家畜改良増殖法（家畜人工授精師）
- 獣医師法
- 電気工事士法
- 弁理士法
- 海事代理士法
- 測量法（測量士）
- 建築士法
- 行政書士法

⑩ 各種団体の設立・運営

- 民法（公益法人）
- 信託法（公益信託）
- 宗教法人法
- 農業協同組合法
- たばこ耕作組合法
- 森林組合法
- 水産業協同組合法
- 鉱工業技術研究組合法
- 消費生活協同組合法
- 商店街振興組合法
- 中小企業協同組合法
- 中小企業団体組織法
- 商工会議所法
- 労働組合法
- 酒類業組合法
- 納税貯蓄組合法

⑪ その他、社会秩序維持など

- あへん法
- 覚せい剤取締法
- 麻薬及び向精神薬取締法
- 大麻取締法
- すき入紙製造取締法
- 印紙等模造取締法
- 古物営業法
- 公益質屋法
- 風営適正化法
- 銃砲刀剣類所持等取締法
- 武器等製造法
- 関税法
- 暴力団対策法
- 出入国管理及び難民認定法
- 外国人登録法
- 旅券法
- 国籍法
- 放送法
- 電波法

(2) 基準・認証制度

別紙1の基準・認証制度一覧参照

(上記(1)に掲げたものと一部重複している。)

(3) 検査・検定制度

別紙2の検査・検定制度一覧参照

(上記(2)に掲げたものと重複している。)



制 度 名	根 拠 法 令	対 象 品 目 等
食品等の規格基準	食品衛生法	販売・営業用の食品、食品添加物、器具、容器包装、おもちゃ、洗剤
食品添加物	同上	化学的合成品たる食品添加物
食品等の検査	同上	タール色素
有害物質を含有する家庭用品の規制	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	有害物質を含有する家庭用品
医薬品等の承認	薬事法	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具
医薬品の検定	薬事法	ワクチン類、血液製剤、インシュリン
新規化学物質の製造・輸入事前審査	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	新規化学物質
農薬の登録	農薬取締法	農薬
肥料の登録制度	肥料取締法	肥料
飼料の検定	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	飼料
動物用医薬品等の承認・許可	薬事法	動物用医薬品、医薬部外品、医療用具
農林物資の格付	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	飲食料品、林産物等
消費生活用製品の検定、登録、型式承認	消費生活用製品安全法	圧力がま、ヘルメット等 (Sマーク)
農産物検査	農産物検査法	米、麦等

制 度 名	根 拠 法 令	対 象 品 目 等
工業標準化制度	工業標準化法	鉱工業品（医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸農林物資等を除く）
電気用品の型式認可等	電気用品取締法	扇風機、電子レンジ、洗濯機等
計量器の検定、型式承認	計量法	取引又は証明に用いられる一定の計量器等
ガス用品の検定及び登録・型式承認	ガス事業法	ガス瞬間湯沸器 ガスストーブ等
L P ガス器具等の検定、型式承認	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス用瞬間湯沸器・液化石油ガスストーブ等
高圧ガス容器、高圧ガス付属品、特定設備の検査制度	高圧ガス取締法	ガスボンベ等高圧ガス容器、ガスボンベ等のバルブ等の付属品、熱交換器等特定設備
道路運送車両の基準・認証制度	道路運送車両法	自動車
船舶の基準認証制度	船舶安全法	船舶
船舶の海洋汚染防止設備等の基準・認証制度	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	船舶等の海洋汚染防止設備等
航空機の耐空証明及び型式証明	航空法	航空機
航空機の騒音基準適合証明	同上	航空機
電気通信端末設備の接続の技術基準	電気通信事業法	電話網に接続される端末設備（電話機、ファクシミリ等）

制 度 名	根 拠 法 令	対 象 品 目 等
電気通信端末機器技術 基準適合認定	同上	電話網に接続される端末設備
無線設備の技術基準	電波法	無線設備
無線機器の型式検定 (1) 義務型式検定 (2) 義務型式検定以 外の型式検定	同上	人命の安全に係る無線機器（緊急自動受信機、衛星非常用位置指示無線標識等） 量産される簡易な無線機器（ラジオ等）
無線設備技術基準適合 証明	同上	小規模な無線設備（自動車無線電話 等）
高周波利用設備の型式 指定	同上	電磁誘導加熱式調理器、搬送式インターホン等
建築基準法に係る特殊 の構造方法の認定等	建築基準法	建築基準法令において予想されておらず、 具体的に規定されていない建築材料、構造方 法を用いようとする場合
消防用機械器具等の検 定	消防法	消火器、スプリンクラー 等
防災規制	同上	カーテン、じゅうたん、どん張 等
停止表示機材等の基準 及び型式認定	道路交通法	反射機器、停止表示機材、牽引の用具
危険な機械等に係る規 格認証制度	労働安全衛生法	ボイラー、クレーン、防塵マスク等

省庁名	検査検定制度名	根拠法令名
科学技術庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加工施設の検査</li> <li>○ 原子炉施設の検査</li> <li>○ 再処理施設の検査</li> <li>○ 廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認</li> <li>○ 特定廃棄物管理施設の検査</li> <li>○ 核燃料物質の使用施設等の検査</li> <li>○ 廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認</li> <li>○ 核燃料物質等の運搬に関する確認 ※</li> <li>○ 放射性同位元素の使用施設等の検査</li> <li>○ 放射性同位元素等装備機器の機構確認</li> <li>○ 放射性同位元素に係る運搬物確認 ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 原子炉等規制法</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>* 放射線障害防止法</li> <li>〃</li> <li>〃</li> </ul>
文部省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科書の検定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 学校教育法</li> </ul>
厚生省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院等の構造設備の検査</li> <li>○ 理容所の使用前の確認</li> <li>○ 美容所の使用前の確認</li> <li>○ クリーニング所の使用前の確認</li> <li>○ 食品等の製品検査</li> <li>○ 輸出検査 ※</li> <li>○ 獣畜のと殺・解体検査</li> <li>○ 専用水道布設工事の設計の確認</li> <li>○ 簡易専用水道の管理についての検査</li> <li>○ 浄化槽の検査</li> <li>○ 医薬品の検定 ※</li> <li>○ 新規化学物質の届出に基づく審査 ※</li> <li>○ 食鳥検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 医療法</li> <li>* 理容師法</li> <li>* 美容師法</li> <li>* クリーニング業法</li> <li>* 食品衛生法</li> <li>* 輸出検査法</li> <li>* と畜場法</li> <li>* 水道法</li> <li>* 〃</li> <li>* 浄化槽法</li> <li>* 薬事法</li> <li>* 化審法</li> <li>* 食鳥規制及び食鳥検査法</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸出検査 ※</li> <li>○ 農産物（米麦等）の検査</li> <li>○ 輸出用真珠の検査</li> <li>○ 漁船の工事完成後の認定</li> <li>○ 登録票の検認</li> <li>○ 種畜検査</li> <li>○ 飼料等の検定</li> <li>○ ブルセラ病等の検査</li> <li>○ 指定検疫物等の検査</li> <li>○ 医薬品の検定 ※</li> <li>○ 肥料の銘柄の登録</li> <li>○ 農機具の検査</li> <li>○ 輸出入植物等の検査</li> <li>○ 種苗の検査</li> <li>○ 農薬の登録</li> <li>○ 繭の検定</li> <li>○ 生糸検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 輸出検査法</li> <li>* 農産物検査法</li> <li>* 真珠養殖事業法</li> <li>* 漁船法</li> <li>* 〃</li> <li>* 家畜改良増殖法</li> <li>* 飼料安全法</li> <li>* 家畜伝染病予防法</li> <li>* 〃</li> <li>* 薬事法</li> <li>* 肥料取締法</li> <li>* 農業機械化促進法</li> <li>* 植物防疫法</li> <li>* 〃</li> <li>* 農薬取締法</li> <li>* 蚕糸業法</li> <li>* 〃</li> </ul>

省庁名	検査検定制度名	根拠法令名
通商産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アルコール製造者の設備検査</li> <li>○ アルコール売捌人の貯蔵設備の検査</li> <li>○ 計量器の検定</li> <li>○ 基準器検査</li> <li>○ 計量証明用計量器の検査</li> <li>○ 航空機の製造、修理の確認</li> <li>○ 航空機用機器の製造証明</li> <li>○ 特定製品の検定</li> <li>○ 石油パイプライン事業用施設の検査 ※</li> <li>○ 導管の使用前検査</li> <li>○ 電気工作物の検査</li> <li>○ 燃料体の検査</li> <li>○ 電気用品の型式認可</li> <li>○ ガス工作物の検査</li> <li>○ ガス用品の検定</li> <li>○ 輸出検査 ※</li> <li>○ 特定貨物の検査</li>   <li>○ デザイン等の認定</li> <li>○ 高圧ガス製造施設等の検査</li> <li>○ 輸入高圧ガスの検査</li> <li>○ 容器検査 ※</li> <li>○ 付属品検査 ※</li> <li>○ 液化石油ガス販売施設等の検査</li> <li>○ 第一種液化石油ガス器具等の検定</li> <li>○ 火薬類の製造施設等の検査</li> <li>○ 機械器具等についての性能検査</li> <li>○ 坑内用品の検定</li> <li>○ 事業所の新設・変更の確認 ※</li> <li>○ 新規化学物質の届出に基づく審査 ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* アルコール専売法</li> <li>* "</li> <li>* 計量法</li> <li>* "</li> <li>* "</li> <li>* 航空機製造事業法</li> <li>* "</li> <li>* 消費生活用製品安全法</li> <li>* 石油パイプライン事業法</li> <li>* 熱供給事業法</li> <li>* 電気事業法</li> <li>* "</li> <li>* 電気用品取締法</li> <li>* ガス事業法</li> <li>* "</li> <li>* 輸出検査法</li> <li>* 輸出中小企業製品統一商標法</li> <li>* 輸出品デザイン法</li> <li>* 高圧ガス取締法</li> <li>* "</li> <li>* "</li> <li>* "</li> <li>* LPG法</li> <li>* "</li> <li>* 火薬類取締法</li> <li>* 鉱山保安法</li> <li>* 鉱山坑内用品検定規則</li> <li>* 石油コンビナート等災害防止法</li> <li>* 化審法</li> </ul>
運輸省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車道の検査 ※</li> <li>○ 石油パイプライン事業用施設の検査 ※</li> <li>○ 船舶の総トン数測度</li> <li>○ 船籍票記載事項の検査</li>   <li>○ 小型漁船の総トン数の測度</li> <li>○ 船舶の国際総トン数測度</li>   <li>○ 船舶検査</li> <li>○ 危険物の積付検査</li>   <li>○ 危険物のコンテナへの収納検査</li> <li>○ 微粉精鉱の積付け検査</li>   <li>○ 輸出検査 ※</li> <li>○ 海洋汚染防止設備等の検査</li> <li>○ 焼却設備の検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 道路運送法</li> <li>* 石油パイプライン事業法</li> <li>* 船舶法</li> <li>* 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令</li> <li>* "</li> <li>* 船舶のトン数の測度に関する法律</li> <li>* 船舶安全法</li> <li>* 危険物船舶運送及び貯蔵規則</li> <li>* "</li> <li>* 穀類その他の特殊貨物船舶運送規則</li> <li>* 輸出検査法</li> <li>* 海洋汚染防止法</li> <li>* "</li> </ul>

省庁名	検査検定制度名	根拠法令名
運輸省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ふん尿処理装置の検定</li> <li>○ 排出油防除資材の検定</li> <li>○ 気象測器の検定</li> <li>○ 航空機の耐空証明</li> <li>○ 航空機装備品の予備品証明</li> <li>○ 航空機の騒音基準適合証明</li> <li>○ 飛行場又は航空保安施設の検査</li> <li>○ 定期航空運送事業者に係る運行開始前の検査</li> <li>○ 不定期航空運送事業者に係る運行開始前の検査</li> <li>○ 航空機使用事業者に係る運行開始前の検査</li> <li>○ 特定救急用具の検査</li> <li>○ 容器検査 ※</li> <li>○ 付属品検査 ※</li> <li>○ 鉄道施設の検査</li> <li>○ 鉄道車両の確認</li> <li>○ 索道施設の検査</li> <li>○ 軌道の運輸開始に係る検査 ※</li> <li>○ 核燃料物質運搬の安全確認 ※</li> <li>○ 放射性同位元素等の運搬の安全確認 ※</li> <li>○ 自動車検査</li> <li>○ 検査対象外軽自動車等の型式認定</li> <li>○ 騒音に係る自動車の型式認定</li> <li>○ 一酸化炭素等発散防止装置の型式認定</li> <li>○ 保安装置の型式認定</li> <li>○ 自動車整備検査用機械器具の型式認定</li> <li>○ 原動機付自転車用原動機の型式認定</li> <li>○ 自動車ターミナルの検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* " 施行規則</li> <li>* " 施行規則</li> <li>* 気象業務法</li> <li>* 航空法</li> <li>* "</li> <li>* "</li> <li>* "</li> <li>* "</li> <li>* "</li> <li>* " 施行規則</li> <li>* 高圧ガス取締法</li> <li>* "</li> <li>* 鉄道事業法</li> <li>* "</li> <li>* "</li> <li>* 軌道法施行令</li> <li>* 原子炉等規制法</li> <li>* 放射線障害防止法</li> <li>* 道路運送車両法</li> <li>* " 施行規則</li> <li>* " 施行規則</li> <li>* " 施行規則</li> <li>* " 施行規則</li> <li>* " 施行規則</li> <li>* " 施行規則</li> <li>* " 施行規則</li> <li>* " 施行規則</li> <li>* 自動車ターミナル法</li> </ul>
郵政省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無線局の検査</li> <li>○ 無線設備機器の検定</li> <li>○ 高周波利用設備の型式の指定</li> <li>○ 電気通信設備の技術基準適合確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 電波法</li> <li>* "</li> <li>* " 施行規則</li> <li>* 電気通信事業法</li> </ul>
労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定機械等の検査</li> <li>○ 小型ボイラー等の個別検定</li> <li>○ プレス機械の安全装置等の型式検定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 労働安全衛生法</li> <li>* "</li> <li>* "</li> </ul>

省庁名	検査検定制度名	根拠法令名
建設省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 許可工作物の完成検査</li> <li>○ 工事の完成検査</li> <li>○ 開発工事に関する工事の完了検査</li> <li>○ 建築物の確認・検査</li> <li>○ 建築設備の確認・検査</li> <li>○ 煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査</li> <li>○ 製造施設等の工作物の確認・検査</li> <li>○ 工場生産浄化槽の型式の認定</li> <li>○ 軌道の運輸開始に係る検査 ※</li> <li>○ 石油パイプライン事業用施設の検査 ※</li> <li>○ 自動車道の検査 ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 河川法</li> <li>* 宅地造成等規制法</li> <li>* 都市計画法</li> <li>* 建築基準法</li> <li>* "</li> <li>* "</li> <li>* "</li> <li>* 浄化槽法</li> <li>* 軌道法施行令</li> <li>* 石油パイプライン事業法</li> <li>* 道路運送法</li> </ul>
自治省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製造所等の検査</li> <li>○ 検定対象機械器具等の検定</li> <li>○ 石油パイプライン事業用施設の検査 ※</li> <li>○ 事業所の新設又は変更の確認 ※</li> <li>○ 特定防災施設等の設置の検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 消防法</li> <li>* "</li> <li>* 石油パイプライン事業法</li> <li>* 石油コンビナート等災害防止法</li> <li>* "</li> </ul>

(注) ※は、他省庁と共管であることを示す。

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

---

不 許 複 製

慶應義塾大学ビジネス・スクール

Contents Works Inc.